

YKKグループ保険制度「医療保障保険」の入院給付金等に関する特別取扱いについて

みなし入院 について

新型コロナウイルス感染症と診断され、自治体・保健所等の判断により、臨時施設や自宅で療養された場合、「みなし入院」として入院給付金等のお支払対象となります。

ご準備 いただく 書類

●「みなし入院」によるご請求にあたり、ご準備いただく書類

- ①「**陽性判明日**」がわかるもの（自治体発行の「入院勧告書」「就業制限通知書」等）
- ②「**退院（解除）基準日**」がわかるもの（自治体発行の「解除通知書」「就業制限解除通知書」等）

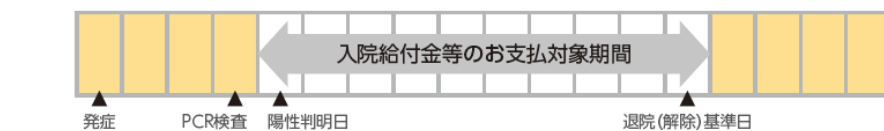
※上記書類に該当するか確認したい場合や書類がない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

お支払い する期間

●「みなし入院」として入院給付金等をお支払いする期間

PCR検査による「陽性判明日」～「退院（解除）基準日」

【自宅で療養された場合】（イメージ）



PCR検査による陽性判明日前の期間は、
お支払対象ではありません。

「退院（解除）基準日」後の期間は、
お支払対象ではありません。

※PCR検査までに日数を要した場合は、自治体・保健所等の指導に基づき、陽性判明日前を含めてお支払対象とすることがあります。詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。



< 問い合わせ先 >

YKKビジネスサポート株式会社 保険サービス部
黒部保険センター：TEL 0765-54-8668（内線）：772-3950
東京保険センター：TEL 03-3864-2066（内線）：732-2066
大阪保険センター：TEL 06-6945-5330（内線）：762-2520
【営業時間】 9:30～16:00 ホームページアドレス <https://ykkbsi.co.jp/ins/>

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館23階
TEL:03-3560-5736
FAX:03-3583-8373
【営業時間】 平日 9:00～17:00